



# 令和5年度和歌山県立産業技術専門学院職業訓練指導員 採用試験案内

和歌山県人事委員会  
和歌山県商工観光労働部労働政策課

県立産業技術専門学院に勤務する職員を募集します。

- 受付期間 郵送による受付 令和5年6月1日(木)～7月21日(金) 消印有効  
持参による受付 令和5年6月1日(木)～7月21日(金)
- 第1次試験日時 令和5年8月6日(日) 午前10時
- 第1次試験場所 和歌山県立和歌山産業技術専門学院
- 申込み及び問い合わせ先 和歌山県商工観光労働部労働政策課  
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1  
電話 073(441)2800 FAX 073-422-5004
- その他試験に関する問い合わせ先 和歌山県人事委員会  
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1  
電話 073(441)3763 FAX 073-433-4085

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務場所及び主な職務内容

| 試験区分                 | 採用予定人員 | 勤務場所及び主な職務内容   |
|----------------------|--------|--|
| 職業訓練指導員<br>(自動車工学科)  | 1人程度   | 和歌山産業技術専門学院(和歌山市)又は田辺産業技術専門学院(田辺市)において自動車整備士を育成する上で必要な知識や技能を習得させるための職業訓練指導業務 |
| 職業訓練指導員<br>(理容科)     | 1人程度   | 和歌山産業技術専門学院(和歌山市)において理容師を育成する上で必要な知識や技能を習得させるための職業訓練指導業務                     |
| 職業訓練指導員<br>(デザイン木工科) | 1人程度   | 和歌山産業技術専門学院(和歌山市)において木工技術に関する必要な知識や技能を習得させるための職業訓練指導業務                       |

## 2 受験資格

| 試験区分                | 資格要件  |
|---------------------|---|
| 職業訓練指導員<br>(自動車工学科) | 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で次の(1)及び(2)の要件を満たす者<br>なお、資格免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。<br>(1) 職業訓練指導員(自動車整備科)の免許取得者又は令和6年3月末日までに免許取得見込みの者<br>(注) 免許取得見込みの者とは、申込み時点で上記免許の取得に必要な資格を有する者(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第39条第1項の規定による48時間講習の受講資格を有する者を含む。)をいいます。<br>(2) 2級自動車整備士以上の国家資格を有する者又は令和6年3月末日までに資格取得見込みの者 |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| <p>職業訓練指導員<br/>(理容科)</p>     | <p>昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で次の(1)及び(2)の要件を満たす者<br/>         なお、資格免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。<br/>         (1) 理容師免許取得者<br/>         (2) 職業訓練指導員(理容科)の免許取得者又は令和6年3月末日までに免許取得見込みの者<br/>         (注) 免許取得見込みの者とは、申込み時点で上記免許の取得に必要な資格を有する者(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第39条第1項の規定による48時間講習の受講資格を有する者を含む。)をいいます。</p> |
| <p>職業訓練指導員<br/>(デザイン木工科)</p> | <p>昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で次の(1)の要件を満たす者<br/>         なお、資格免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。<br/>         (1) 職業訓練指導員(木工科)の免許取得者又は令和6年3月末日までに免許取得見込みの者<br/>         (注) 免許取得見込みの者とは、申込み時点で上記免許の取得に必要な資格を有する者(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第39条第1項の規定による48時間講習の受講資格を有する者を含む。)をいいます。</p>                                |

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

【地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第5項に該当する者】

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者

オ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

(参考) 職業訓練指導員免許取得に必要な資格を有する者は、主に次のとおりとなります。

- 職業能力開発総合大学校の指導員訓練のうち免許職種に関する長期養成課程、実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程又は職業転換課程を修了した者(ただし、短期養成課程においては、適正に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。)
- 免許職種に係る職業訓練指導員試験に合格した者
- 免許職種に関する学科を修めた者で、工業又は工業実習についての高等学校の教員の普通免許(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項に定める普通免許状をいう。)を有する者
- 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を修了し又は修了見込みで免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けることができる者  
 なお、受講資格を例示すると次のとおりです。

(1) 関係免許職種に対応する1級又は単一等級の技能検定に合格した者

(2) 次の学校において、関係免許職種の関連学科を修めて卒業し、かつ実務経験のある者

| 卒業区分                                | 実務経験年数 |
|-------------------------------------|--------|
| 大学卒業                                | 2年以上   |
| 短期大学校卒業<br>高等専門学校卒業<br>専門職大学前期課程修了者 | 4年以上   |
| 高等学校卒業                              | 7年以上   |

(3) 関係免許に相当する次の訓練科を修了し、かつ実務経験がある者

| 修了区分      |               |        | 実務経験年数 |
|-----------|---------------|--------|--------|
| 職業能力開発大学校 | 応用課程の高度職業訓練修了 | 技能照査合格 | 1年以上   |

|                 |  |         |       |
|-----------------|--|---------|-------|
| 職業能力開発短期大<br>学校 | 専門課程の高度職業訓練修了<br>(専門課程の養成訓練修了)             | 技能照査合格  | 3年以上  |
|                 |  | 技能照査合格外 | 4年以上  |
| 職業能力開発校         | 普通課程の普通職業訓練修了<br>(普通課程の養成訓練修了)             | 技能照査合格  | 6年以上  |
|                 |  | 技能照査合格外 | 7年以上  |
|                 | 短期課程の普通職業訓練修了<br>ただし、訓練時間が700時間以上の準則訓練に限る。 |         | 10年以上 |

### 3 試験の方法及び内容

| 試験種目  |                      | 配点    | 内 容   |
|-------|----------------------|-------|---|
| 第1次試験 | 専門試験                 | 400点  | 各試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(択一式、2時間)  |
|       | 面接試験                 | 600点  | 専門的知識及び能力についての個別面接  |
|       | 適性検査                 |       | 通常の仕事遂行に必要な適性についての検査<br>※検査結果は第2次試験の面接試験の参考資料とします。  |
| 第2次試験 | 基礎能力<br>試験<br>(SCOA) | 400点  | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(択一式、1時間)<br>出題数120題を全問必須解答とする。<br><出題分野><br>文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語 |
|       | 作文試験                 | 200点  | 一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1時間)<br>令和4年度の作文課題は、「職業訓練指導員としてどのような人材を育成したいか、あなたの考えを述べなさい。」でした。        |
|       | 面接試験                 | 1000点 | 人物、能力、性格等についての個別面接  |

- (1) 試験の内容は、短期大学卒業程度で行います。
- (2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。
- (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりです。

| 試験区分                 | 出 題 分 野  |
|----------------------|--|
| 職業訓練指導員<br>(自動車工学科)  | 自動車工学(自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電気装置、車体、燃料及び潤滑油)、<br>材料(自動車用材料)、安全衛生(安全管理、衛生管理)、関係法規(道路運送車両法)、<br>自動車整備法(整備法、検査法、整備及び検査機器)等   |
| 職業訓練指導員<br>(理容科)     | 理容技術理論、衛生管理(公衆衛生、環境衛生、感染症、衛生管理技術)、保健(人体<br>の構造及び機能、皮膚科学)、化粧品化学、関係法規・制度等  |
| 職業訓練指導員<br>(デザイン木工科) | 家具一般、製図、電気、関係法規、安全衛生、家具用材料の種類・規格・性質及び用途、<br>木材の乾燥の方法、木工用器工具の種類及び使用方法、木工機械の種類・構造及び使用<br>方法、木材工作の方法、家具の構造・組立て及び仕上げの方法等 |

### 4 試験の日時、試験地及び合格発表

|       | 日 時                  | 試験地  | 合 格 発 表   |
|-------|----------------------|------|---|
| 第1次試験 | 令和5年8月6日(日)<br>午前10時 | 和歌山市 | 令和5年8月17日(木)に和歌山県のホームページ<br>( <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/">https://www.pref.wakayama.lg.jp/</a> )の「新着情報」<br>に掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。 |
| 第2次試験 | 令和5年8月27日(日)         | 和歌山市 | 令和5年9月14日(木)に和歌山県のホームページ<br>( <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/">https://www.pref.wakayama.lg.jp/</a> )の「新着情報」<br>に掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。 |

- (注) 1 第1次試験会場は、別紙の「試験会場案内図」をご覧ください。  
2 第1次試験は、午前から午後にかけて、専門試験、面接試験及び適性検査を行います。

## 5 受験手続及び受付期間

### (1) 採用試験申込書の配布場所

- 和歌山産業技術専門学院、田辺産業技術専門学院、和歌山県商工観光労働部労働政策課、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県庁正面玄関サービスステーション、各振興局地域振興部総務県民課  
○採用試験申込書を郵便で請求する場合は、和歌山県商工観光労働部労働政策課までご連絡ください。  
○また、和歌山県商工観光労働部労働政策課のホームページから採用試験申込書を印刷することも可能です。(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/05syoku/syoku.html)

### (2) 申込方法

次の書類を和歌山県商工観光労働部労働政策課へ郵送するか、直接持参してください。

- ア 採用試験申込書 (指定様式: **必要事項を記入し、顔写真を貼付**してください。) 1 通
- イ 職業訓練指導員免許取得者は、免許証の写し 1 通
- ウ 職業訓練指導員免許取得見込みの者は、取得要件を確認できるいずれかの書類
- ・免許職種に関する職業訓練指導員試験の合格証書の写し 1 通
  - ・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の修了証書の写し 1 通
  - ・上記の48時間講習を修了見込みの者は、卒業証明書等の写し及び職務経歴書等 1 通
- 詳しくは和歌山県商工観光労働部労働政策課までお問い合わせください。
- エ 郵便はがき (自分の宛先を記入し、**63円切手**を貼ってください。) 1 枚
- 郵送する場合は、必ず**簡易書留郵便**とし、**封筒の表に「指導員受験申込」と朱書き**してください。  
これ以外の方法による不着の問題については一切対応しません。

### (3) 受付期間

#### ア 郵送による申込みの受付

令和5年6月1日(木)から受付を開始し、令和5年7月21日(金)までの消印のあるものだけに限り受け付けます。

#### イ 持参による申込みの受付

令和5年6月1日(木)から令和5年7月21日(金)までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

### (4) 受験票の交付

採用試験申込書を受理した場合は、受付期間終了後に郵便はがきにより受験票を交付します。

なお、採用試験申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合があります。また、受験票が令和5年7月31日(月)までに到着しないときは、和歌山県商工観光労働部労働政策課まで連絡してください。

- (注) この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、和歌山県人事委員会事務局及び和歌山県商工観光労働部労働政策課において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

## 6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、令和6年4月1日採用予定です。

- (2) 勤務地は、以下のとおりです。

職業訓練指導員 (自動車工学科)

和歌山産業技術専門学院 和歌山市小倉90番地 又は

田辺産業技術専門学院 田辺市新庄町1745-2

職業訓練指導員 (理容科)

和歌山産業技術専門学院 和歌山市小倉90番地

職業訓練指導員（デザイン木工科）

和歌山産業技術専門学院 和歌山市小倉 90 番地

(3) 勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

(4) 採用時の給料等月額額は 181,230 円（令和 5 年 4 月 1 日現在、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。)) で、経歴に応じて一定の額が加算されます。

この他、職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 51 号）等の定めに従い、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 車椅子、ルーペ、拡大文字等による受験

車椅子、ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に該当欄に「希望する」を選択した上で、和歌山県商工観光労働部労働政策課まで連絡してください。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果について、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができます。

(1) 郵送による方法

情報提供申出書（※）に必要事項を記入し、以下の書類を同封して和歌山県人事委員会事務局（〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地）宛郵送してください。

ア 受験票の写し

イ 宛先を記入した返信用封筒（簡易書留相当 404 円分の切手を貼付したもの）

※ 情報提供申出書の様式は第 1 次試験の際に配布します。

(2) 来庁による方法

受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館 5 階）に申し出てください。（電話による申出はできません。）

| 試験の種類   | 情報提供の対象者    | 内 容   | 期 間  |
|---------|-------------|---|--|
| 第 1 次試験 | 第 1 次試験不合格者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第 1 次試験の総合得点及び総合順位                                 | 合格発表の日の翌日から 1 か月間<br>午前 9 時（期間の初日は午後 3 時）<br>から午後 5 時 45 分まで |
| 第 2 次試験 | 第 2 次試験受験者  | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第 1 次試験の総合得点及び総合順位並びに第 1 次試験及び第 2 次試験を合わせた総合得点及び総合順位 |  |

9 その他

(1) 台風・地震などの非常時又は新型コロナウイルスの感染状況等により、試験日程等を変更することがあります。

(2) 試験会場には食堂はありません。昼食、水筒等を持参してください。

## 試験会場案内図

### 第1次試験会場

和歌山県立和歌山産業技術専門学院  
〒649-6261 和歌山市小倉 90 番地  
電話 073(477)1253

○鉄道（JR）を利用される場合

JR和歌山線「紀伊小倉駅」下車、  
北へ徒歩約10分

○自動車を利用される場合

**駐車は運動場をご利用ください。**

阪和自動車道「和歌山インター」から約8キロメートル

阪和自動車道「和歌山北インター」から約8キロメートル(大阪方面へのハーフインターです)

京奈和自動車道「岩出根来インター」から約8キロメートル

